

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第64号

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立産業技術学院管理規則（昭和35年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(学院長の専決事項)</p> <p>第4条 学院長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 条例第3条第2項の規定による授業料の減免に関する事 と。</p> <p>(12) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(授業料の減免)</p> <p>第16条 条例第3条第2項の規定により、次の各号に掲げる者に係 る授業料は、当該各号に掲げる額を免除する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>第3号様式（第16条関係） 略</p>	<p>(学院長の専決事項)</p> <p>第4条 学院長は、次に掲げる事項について専決処理することがで きる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 条例第3条第2項の規定による授業料の減免<u>及び条例第4 条ただし書の規定による授業料の還付</u>に関する事 と。</p> <p>(12) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(授業料の減免)</p> <p>第16条 条例第3条第2項の規定により、次の各号に掲げる者に係 る授業料は、当該各号に掲げる額を免除する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 入校前の学業成績又は入校後の成績が特に優れていると認 められ、かつ、経済的事情により授業料の負担が困難な者 全 額、3分の2又は3分の1</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>第3号様式（第16条関係） 略</p>

改正前	改正後
授業料の <u>全額免除・半額免除</u> を受けたいので、下記のとおり申請します。 略	授業料の <u>免除（全額又は一部）</u> を受けたいので、下記のとおり申請します。 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県立産業技術学院管理規則第16条及び第3号様式の規定は、令和2年4月1日から適用する。